

# 火災等被災者の方のための 支援マニュアル

秩 父 市

平成 26 年 4 月

＜火災等被災者のための支援マニュアル 目次＞

	ページ
1 災害お見舞い	1
2 生活資金の貸付	3
3 応急仮設住宅	4
4 市営住宅の特定入居	5
5 火災廃棄物の処理	6
6 罹災 <sup>りさい</sup> 証明書の交付	8
7 学用品の手配等	9
8 お年寄のショートステイ	10
9 相談業務のご案内	11
10 国民健康保険証等の再交付	12
11 印鑑登録証の再交付等	13
12 パスポート（旅券）の届出	14
13 税の減免・徴収 <sup>ゆうよ</sup> の猶予	15
14 水道の使用中止届・使用申込	16
15 ライフライン事業所の連絡先	17

# 1 災害見舞金の支給

お問い合わせ	市役所社会福祉課	電話 25-5204 (直通)
	吉田総合支所市民福祉課	電話 72-6082 (直通)
	大滝総合支所市民福祉課	電話 55-0865 (直通)
	荒川総合支所市民福祉課	電話 54-2116 (直通)

## 災害見舞金の支給について

市内にお住まいの方の住宅が災害に遭われた場合に、見舞金が支払われます。

## 被害の判定基準

- 1 住宅（居住のために建てられた家屋で現に人が居住しているもの）が、全壊、全焼した場合。
  - (1) 住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の7割以上に達した場合のもの。
  - (2) 上記に達しないが、上記に相当する程度の改築をしなければ居住できない状態になったもの。
- 2 住宅が半壊、半焼等損傷した場合。
  - (1) 住宅の損壊、焼失した部分の床面積が、その延べ床面積の2割～7割未満の場合であり、その残存部分に補修を加えることによって再び住宅として使用できる程度のもの。
- 3 この被害の判定は、秩父市役所又は秩父消防署の被害調査に基づき行います。

## 4 災害見舞い金額

住宅の被害状況	金額	
全壊(焼)した場合	1世帯につき	10万円
半壊(焼)した場合	1世帯につき	5万円
一部破損(焼)した場合	1世帯につき	3万円
床上浸水した場合	1世帯につき	3万円
災害による死亡者	1人につき	5万円
〃 重傷者	1人につき	1万円

### 日本赤十字社救援物資の配分について

災害で家を失い、または避難所へ避難を強いられている方に対し、日本赤十字社埼玉県支部では次の救援物資及び弔慰金を配分しています。

#### ① 救援物資

救援物資は、大規模災害時のものを除いて、社会福祉課を通して配られます。

- 1 布団セット（掛け布団、敷布団、枕、シーツ）
- 2 毛布
- 3 日用品セット（洗剤、衛生用品、タオル、軍手などの生活用品）

※この他、大規模災害時に避難所へ配られるお見舞いの品として、乾パンやインスタント味噌汁などが入ったお見舞い品セットがあります。

#### ② 弔慰金

死亡または行方不明者お一人につき、20,000円を支給します。

但し、一家の生計を維持（家族を扶養）していた方については、30,000円を支給します。

単身者については、一家の生計を維持していますが、家族を扶養していないため、20,000円の支給となります。

## 2 生活資金の貸付

お問い合わせ 社会福祉協議会 電話 22-1514

### 生活資金の貸付制度について

埼玉県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害を受けたことにより臨時に必要な経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

これは、火災等、災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。貸付には審査があります。

貸付対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

資金の種類	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
福祉費(災害)※	150万円以内	年率1.5%	原則1名
緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要

※「災害等弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は対象外

申込み問い合わせは、秩父市社会福祉協議会(秩父市福祉女性会館2階)まで

## 3 応急仮設住宅

お問い合わせ	市役所社会福祉課	電話 2 5 - 5 2 0 4 (直通)
	吉田総合支所市民福祉課	電話 7 2 - 6 0 8 2 (直通)
	大滝総合支所市民福祉課	電話 5 5 - 0 8 6 5 (直通)
	荒川総合支所市民福祉課	電話 5 4 - 2 1 1 6 (直通)

### 応急仮設住宅について

火災等で家を失い、応急仮設住宅を建築する場合には、住宅資材の払い下げが受けられます。

1. 払下げ代金は5万円で、支払期限は建設から2年までです。
2. 住宅規模は8畳間＋土間で水まわり等の設備はつきません。  
※吉田地区は、設備に変更があります。
3. 工事は建設埼玉秩父支部秩父市災害救助隊（電話23-7167）、西秩父災害救援建設隊のボランティアによります。

## 4 市営住宅の特定入居

お問い合わせ 建築住宅課 電話 26-6869 (直通)

### 市営住宅の特定入居制度について

火災等で家を失った場合、市営住宅に公募によらない「特定入居」ができる制度があります。

ただし、市営住宅に空家がある場合、かつ入居希望者が市営住宅の入居者資格（収入基準等）を有する場合があります。

#### ※ 市営住宅入居者資格要件

- 1 市内に住所または勤務場所があり、市税等を滞納していないこと。
- 2 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- 3 現に住宅に困窮していること。
- 4 入居しようとする方全員の所得の総額が収入基準の範囲内にあること。
- 5 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

## 5 火災廃棄物の処理

お問い合わせ	市役所生活衛生課	電話 25-5202 (直通)
	吉田総合支所地域振興課	電話 72-6083
	大滝総合支所地域振興課	電話 55-0861
	荒川総合支所地域振興課	電話 54-2114

### 火災等で罹災した廃棄物（ごみ）の持ち込みについて

- 1 秩父広域市町村圏組合の廃棄物処理施設（秩父クリーンセンター・秩父環境衛生センター）に搬入する場合は、廃棄物処理手数料減免申請書を生活衛生課及び各総合支所地域振興課に提出してください。
- 2 罹災現場において、持ち込みに関して分別指導を行いますので、所有者、解体・搬入業者の立ち会いをお願いします。
- 3 火災鎮火後、48時間以上経過し完全に消火されていることを確認してください。
- 4 罹災した一般家屋及び家財に限り受入れをしますが、店舗、事業所及び工場等の場合は受入れはできません。
- 5 一般廃棄物であっても、適正処理困難物等の受入れはできません。  
（プロパンガスボンベ・タイヤ・消火器・塗料・農薬等）
- 6 罹災していない家電リサイクル法対象4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）を処理する場合は、郵便局でリサイクル券を受け取り、料金を振り込み、環境衛生センターに搬入してください。（リサイクル券が無いと受け取りは出来ません。）  
なお、取り引きのある家電店がある場合は、事前にご相談ください。
- 7 土台、基礎コンクリート、瓦、土砂等は受入れできません。
- 8 火災ごみ等の内容によっては、処理施設へ搬入できない場合があります。

#### 秩父クリーンセンターへの搬入物

- ① 罹災した衣類、寝具類、畳等の可燃物  
布団、畳…水気を切り乾いた状態のもの
- ② 罹災した木材等 ・重機で作業する場合は、できる限り細かくしてください。  
（チップ状にする）
  - ・柱の強化金具（羽子板）は、必ず取り外してください。
  - ・クギは抜いてください。
  - ・手作業の場合は、太さ10cm未満長さ40cm位に切断してください。



## 火災廃棄物の処理

### ③ 罹災<sup>りさい</sup>した家具類（重機で作業する場合）

- ・ ガラス、金属部分を取り除いた木製部分は、できる限り細かくしてください。（チップ状にする）

※ クリーンセンターでは焼却処理するため、金属等が混入すると故障の原因となりますので、きちんと分別を行っていない場合、受入できなくなります。

### 秩父環境衛生センターへの搬入物

- ① トタン、アルミサッシ等の金属類（他のごみと分け可燃物等を取り除く。）
- ② 罹災した家電等（家電リサイクル4品目はリサイクル券が必要。）パソコンは除く。
- ③ 罹災した家具類（手作業の場合）…そのままの状態を持ち込む。
- ④ 罹災した木材…太さ10cm以上のもの（金属等を取り除く。）
- ⑤ カン・ビン・ガラス・陶磁器等

受入時間：午前9時00分から午前12時00分まで  
午後1時00分から午後 3時30分まで

上記事項並びに処理施設の係員が行う搬入場所等の指示を遵守のうえ、搬入をお願いします。

### 問い合わせ先

市役所生活衛生課	番号25-5202（直通）
吉田総合支所地域振興課	番号72-6083
大滝総合支所地域振興課	番号55-0861
荒川総合支所地域振興課	番号54-2114
秩父広域市町村圏組合業務課	番号23-2489
秩父クリーンセンター（可燃ごみ）	番号24-8050
秩父環境衛生センター（不燃ごみ）	番号23-8921

## 6 罹（り）災証明書の交付

お問い合わせ 火災の場合：秩父消防本部予防課 電話 21-0121（直通）  
火災以外の場合：危機管理課 電話 22-2206（直通）

### 罹災証明の交付について

#### 〔罹災申告書－罹災証明〕

火災や地震、風水害、爆発現象など災害にあったときは『罹災申告書』を、管轄する消防署、または、危機管理課に提出していただきます。保険の請求や税金の控除・減免を受ける際に使う『罹災証明書』の交付を受けるには、この申告をした後の申請となります。

申告は災害にあった物件によって3種類に分かれます。

1. 住宅など、建物が災害にあった場合…「不動産罹災申告書」
2. 家財道具などが災害にあった場合…「動産罹災申告書」
3. 車両・船舶・航空機などが災害にあった場合…「車両等罹災申告書」

#### 1 罹災申告書用紙について

火災の場合、消防署の調査係が現場を調べに来た際にお渡しします。貸家・アパートなどでは、家主が建物（不動産）、居住者は世帯ごとに家財道具（動産）について申告が必要です。申告期限は、罹災した日から7日以内ですので、ご注意ください。

火災以外の場合、危機管理課でお渡ししますので、窓口までお越しください。

#### 2 燃えてしまった家屋、家財等の廃棄物の処理開始の時期について

火災等で罹災した廃棄物の処理の時期は、消防で行う調査及び警察で行う捜査が済んだ時点で可能となります。

## 7 学用品の手配等

お問い合わせ 学校教育課 電話 25-5228 (直通)

### ○準要保護児童生徒の認定

被災により、就学に必要な費用の負担が著しく困難であると認める者については、準要保護児童生徒として就学援助の対象となります。

次のようなものが就学援助となります。支給額等については、お問い合わせください。

- ・ 学用品費等
- ・ 通学用品購入費
- ・ 修学旅行費
- ・ 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- ・ 新入学児童生徒学用品費等
- ・ 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- ・ 体育実技(柔道、剣道、スキー)

問い合わせ先 該当の児童生徒が通う小・中学校又は秩父市教育委員会  
学校教育課へお問い合わせください。  
電話 25-5228

### ○心のケア（教育相談）の実施

被災児童生徒及びその保護者の希望により心のケアを目指し教育相談を行います。

問い合わせ先 秩父市教育委員会 教育研究所 教育相談室  
所在地 〒368-0023 秩父市大宮 794-6  
電話 22-2228

## 8 お年寄のショートステイ

お問い合わせ 高齢者介護課 電話 25-5205 (直通)

### お年寄のショートステイ制度について

市内に居住するお年寄りが、火災等で家を失い、宿泊する場所がない場合には、火災被災者の緊急宿泊措置としてほのぼのマイタウン内のショートステイを利用することができます。

- ◎ 対象者 火災等で家を失った方の内、65歳以上の高齢者で、身寄りもなく宿泊する場所がない方。
- ◎ 入所期間 1週間から1ヶ月以内(応急仮設住宅等の完成まで)
- ◎ 利用料 1人当たり1日2,000円をご負担いただきます。  
(但し、住民税非課税世帯の者は利用料の減免あり)
- ◎ お問い合わせ 秩父市役所 健康福祉部高齢者介護課  
電話 25-5205 (内線2641 高齢者担当)

## 9 相談業務のご案内

お問い合わせ 市民生活課 電話 25-5200 (直通)

市民の方々が日常生活において抱えている様々な問題について、いつでも相談に応じられるよう相談窓口を開設しています。

特に、火災等によって生じた諸問題に対しては、以下の相談を受けられることをお勧めします。

相談名	相談日	時間	内容
市民相談	第2・4木曜日	13時～16時	火災等による生活上の心配ごとや悩みごとについての相談窓口として、市民相談員が相談に応じ、相談内容によっては担当部所や、法律相談など専門家による相談を受けられるよう紹介・助言を行います。
法律相談	毎月 第1火曜日(本庁) 第3木曜日(本庁) 5・11月第2木曜日 (吉田総合支所)	10時～15時	火災等によって生じた賠償問題、被災建物に係る借地・借家問題などについて、弁護士が法律に基づいた解決策を指導・助言します。  ※ 電話予約が必要です。各日とも先着10人です。電話25-5200(直通)
登記相談	毎月第3水曜日	13時～15時	被災建物に係る借地・借家問題などについて、司法書士が法律に基づいた解決策を指導・助言します。

このほか、市民生活課職員が、相談内容をお聞きして、専門の相談窓口や対応できる施設の紹介等もいたします。

何でも安心してお気軽にご相談ください。

# 10 国民健康保険証等の再交付

お問い合わせ 市役所保険年金課 電話 25-5201 (直通)  
吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082  
大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0863  
荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2395

火災等によって国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を焼失等した場合、必要に応じて早急に再発行をいたします。

なお、ご連絡いただければ、ご指定の場所にお届けいたします。(市外は原則郵送とします。)

## 詳しい連絡先

課名	担当名	担当区分
保険年金課	国民健康保険担当	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証(ピンク)等に関する事
〃	高齢者医療担当	後期高齢者医療被保険者証等に関する事

# 11 印鑑登録証の再交付等

お問い合わせ 市民課 電話 22-5348 (直通)

市民課では、住民の居住関係を明らかにする**住民登録**、日本国民の親族関係上の変動を登録し公証する**戸籍**、市長が本人の印鑑に相違ないと認める**印鑑登録**などの事務を行っています。

火災等に遭った場合、有料の印鑑登録証の再交付などは秩父市手数料徴収条例第6条第3項第4号により無料で交付を行います。

NO	施策の名称	内 容
1	印鑑登録証の再交付	火災等に遭い印鑑登録証を消失した場合は、本人確認及び罹災証明書の提示により無料で再交付できます。
2	印鑑証明書の発行	火災等による整理復興に係る関係書類と、本人確認及び罹災証明書の提示により無料で交付できます。
3	住民票の写しの交付	火災等による整理復興に係る関係書類と、本人確認及び罹災証明書の提示により無料で交付できます。
4	戸籍謄抄本の交付	火災等による整理復興に係る関係書類と、本人確認及び罹災証明書の提示により無料で交付できます。
5	住民基本台帳カードの交付	火災等に遭い住民基本台帳カードを消失した場合は、本人確認及び罹災証明書の提示により無料で再交付できます。

# 12 パスポート（旅券）の届出

お問い合わせ パスポートセンター 電話 22-5348（直通）

有効期間中のパスポートを焼失した場合は、すみやかに届け出る必要があります。（旅券法第17条第1項）

届け出ることにより、パスポートはその効力を失います。手続きは、必ずご本人が行ってください。代理での届出はできません。

## 【届出に必要な書類等】

- 紛失一般旅券等届出書 1通・・・ パスポートセンターにあります。
- 写真 1枚・・・・・・・・・・・・ 4.5cm×3.5cm、6か月以内に撮影したもの  
（※写真については、顔の寸法等、細かく規定されていますので、事前にお問い合わせください。）
- 罹災証明書 1通・・・・・・・・・・・・ 管轄する消防署で発行されます。（「<sup>り</sup>6 罹災証明書の発行」本マニュアル 8 ページを参照してください。）

## 【注意点】

この手続きは、パスポートが焼失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。

焼失したのち、新しいパスポートが必要な場合は、新規申請の扱いになりますので、ご注意ください。

詳しくは、パスポートセンターにお問い合わせください。



# 13 税の減免・徴収猶予（ゆうよ）

お問い合わせ 市民税課 電話 22-2209（直通）  
資産税課 電話 25-6076（直通）  
収納課 電話 22-2210（直通）

## 税の減免

### ○ 個人市民税・国民健康保険税（担当：市民税課）

火災等により、住宅又は家財について滅失又は損害を受けられた方は、市税の減額又は免除が受けられます。

①個人市民税（前年中の合計所得が1千万円以下の方で、損害の程度が3割以上）

②国民健康保険税（同 上）

ただし、火災保険等で補填される場合は、減免が受けられない場合があります。

### ○ 固定資産税・都市計画税（担当：資産税課）

家屋が火災等により損害を受けられた方は、固定資産税・都市計画税の減免が、また、償却資産が火災等により使用不能になった方は、固定資産税の減免が受けられます。

\* 減免基準

①全焼等又は使用不能…………… 100%

②6割以上の損害…………… 80%

③4割以上6割未満の損害…………… 60%

④2割以上4割未満の損害…………… 40%

## 雑損控除の申告

（担当：市民税課）

市県民税の申告又は所得税の確定申告で雑損控除を申告することにより、翌年度の個人市県民税の全部又は一部を軽減できる場合があります。

## 徴収の猶予（ゆうよ）

（担当：収納課）

災害を受けたことにより、納税が困難と認められる場合は、納税猶予の制度があります。

### ○ 猶予等の期間……………原則、申請のあった日から1年間

# 14 水道の使用中止届・使用申込

お問い合わせ 秩父市水道お客様サービスセンター 電話 25-5221

## 水道の使用中止届について

被災された住居等で使用されている水道を今後使用しない場合は、秩父市水道部へ「水道使用中止届」を行ってください。

届きは、電話で行うことができます。電話番号は、下記をご覧ください。

届けの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用を中止する水道の所在地（アパート等の場合は、その名称及び部屋番号）
- ② 使用を中止する水道の使用者氏名
- ③ 届け時現在の住所及び連絡先電話番号

※ 被災された住居等の水道につきましては、多くの場合、水道部でその「使用継続」について判断することが困難です。使用者ご自身の意思表示をお願いいたします。

## 水道の使用申込について

転居先等で水道を使用される場合は、秩父市水道部へ「水道使用申込」を行ってください。

申込みは、電話で行うことができます。電話番号は、下記をご覧ください。

申込みの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用する水道の所在地（アパート等の場合は、その名称及び部屋番号）
- ② 水道の使用者の氏名、住所及び電話番号

◎ 水道の使用中止、使用申込その他の水道に関するご相談については、次の電話へご連絡ください。

秩父市水道お客様サービスセンター

電話 25-5221

# 15 ライフライン事業所の連絡先

## ○電気事業者

東京電力(株)熊谷支社秩父営業センター

所在地 〒368-0043 秩父市中町 10-1

電話による問い合わせ 東京電力(株)埼玉カスタマーセンター

電話 0120-995-442(フリーダイヤル)

## ○電話事業者

NTT東日本(株)埼玉支店

電話 116 (局番なし)

※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話の場合 0120-116-000  
(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時 土日・祝日も営業(年末年始を除く)

※お知らせしていただく内容

電話番号	お使いの電話番号
お名前	電話のご契約者名義

## ○ガス事業者

秩父ガス(株)

所在地 〒368-0035 秩父市上町 3-6-20

電話 22-2134